

(24) 男女共同参画推進委員会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

男女共同参画推進委員会は、職員の就業及び教育研究活動等での男女共同参画（次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に係る事業を含む。）を推進することを目的として、平成20年度に設置された。

イ 組織の構成及び構成員等

男女共同参画推進委員会は、学長が指名した理事又は副学長，学長が指名した学系長又は専攻長，学長が指名した教授又は准教授（講師及び助教を含む。）男女各1人，学長が指名した附属学校教員男女各1人，学長が指名した事務系職員男女各1人，総務課長，その他学長が指名した者若干人をもって組織する。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

平成28年度においては、委員会を4回開催した。

イ 審議された主な事項

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の実施

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画実施検討専門部会を設置し、女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備に向けた課題を明らかにし、具体的な対応策の策定について検討を行い、提言書を作成した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

引き続き、教職員に対し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を実施する。